

領家1丁目まちづくりガイド



《保存版》



領家1丁目のまちづくりを考える会

領家1丁目のまちづくりについて

<はじめに>

領家1丁目地区は、緑と調和した落ち着いたまちなみの良好な住宅地です。近年、大規模なマンション建設が続き、落ち着いた住環境の維持が難しくなってきました。

そこで、さいたま市都市計画マスタープランに沿いながら、住民が主体となって地区の特性を生かしたまちづくりを行いたいと考え、まちづくりのための組織を発足させ、今後、地区をさらに暮らしやすく愛着の持てるまちにするための目標と方策を検討しました。

平成17年7月にさいたま市へ「領家1丁目のまちづくり計画書」を提出し、市と協議を重ねながら、平成18年5月8日に「領家1丁目のまちづくり計画書」の一部が「領家1丁目地区 地区計画」として決定されました。

通常、地区計画の策定は、数年かかるようですが、今回のように、異例の早さで策定できたことは、住民の皆さんの努力の成果だと思えます。

このガイドは、領家1丁目のまちづくりを実現するため、地区内のルールである「領家1丁目のまちづくり計画」と条例化された「領家1丁目地区 地区計画」の内容をわかりやすく整理し、現在お住まいの方々だけでなく転入されてくる人たちにも理解していただくように作成したものです。

今後とも領家1丁目の良好な住環境を維持・向上させるためにご協力をよろしくお願いいたします。

平成19年3月
領家1丁目のまちづくりを考える会

<目次>

| | |
|-----------------------------|-------|
| 【1】対象地区 | 2 |
| 1.1 地区の沿革 | 2 |
| 1.2 対象地区の位置と区域 | 2 |
| 1.3 地区の現況 | 3 |
| 【2】まちづくりの目標 | 4 |
| 2.1 まちづくりの基本理念 | 4 |
| 2.2 まちづくりの方向性 | 4 |
| 【3】領家1丁目のまちづくり計画 | 5 |
| 3.1 まちづくり計画とは | 5 |
| 3.2 ルールの方針 | 5 |
| 3.3 領家1丁目まちづくり計画の解説 | 5-6 |
| 【4】領家1丁目地区 地区計画 | 7 |
| 4.1 領家1丁目地区 地区計画の解説 | 8-11 |
| 【5】建物の新築・増改築の手続きについて | 11 |
| 【6】参考資料 | 12 |
| 6.1 住民アンケート調査の結果 | 12 |
| 6.2 地区計画策定までの経過 | 13-14 |

【1】対象地区

1.1 地区の沿革

| | |
|----|------------------|
| 名称 | 領家1丁目地区 |
| 位置 | さいたま市浦和区領家1丁目の一部 |
| 面積 | 約3.5ha |

領家1丁目地区は、産業道路と天王川コミュニティ緑道にはさまれた、落ち着いた雰囲気
の住宅地です。隣接地区には学校が多く立地し、文教地区の一部を形成しています。

当地区は、もとは大部分が農地だったところに、公的な住宅地開発や民間開発により住宅
地が形成され、現在のように戸建て住宅が立ち並び住宅地になりました。以前は天王川によ
る浸水被害にたびたび悩まされていましたが、緑道として整備されたことにより被害がなく
なり、天王川緑道は地区住民の緑の憩いの場となっています。

1.2 対象地区の位置と区域

位置図 (北浦和駅を含む図)



天王川コミュニティ緑道



地区内の街並み-1

地区区域図



地区内の街並み-2

1.3 地区の現況

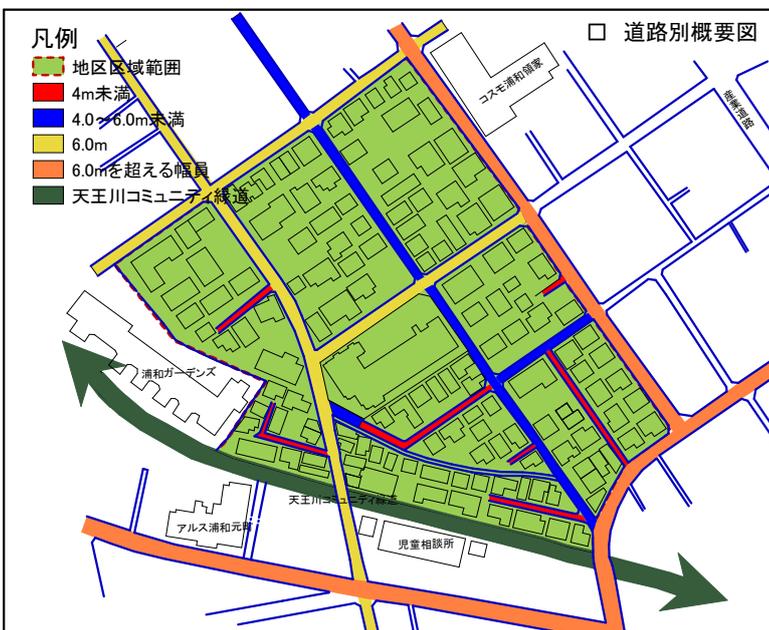
地区内は大部分が2階建ての戸建て住宅です。



| □対象地区の建物概要 (平成18年7月現在) | | |
|------------------------|-----------------|-------|
| 建物の数 | 136 棟 | |
| 内訳 | 戸建て住宅 | 122 棟 |
| | 共同住宅 | 13 棟 |
| | 寮 | 1 棟 |
| 総戸数 | 235 戸 | |
| 内訳 | 戸建て住宅 | 122 戸 |
| | (二世帯住宅も一戸として集計) | |
| | 共同住宅 | 113 戸 |



地区内の街並み-3



地区内の街並み-4



地区内の街並み-5

【2】まちづくりの目標

2.1 まちづくりの基本理念

(1) ずっと住み続けたい人々が心豊かに暮らせるまちづくりをめざす

地区の住民・権利者の方々への第1回アンケートでは、91.2%の人が「住み続けたい」（条件付含む）と回答しました。

私たちは、今後も、このように住民がずっと住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指していきたいと考えます。

(2) 地区のよさを守り続けることができるまちづくりをめざす

領家1丁目地区は、住宅地としての魅力にあふれた地区です。まちづくりを考えるにあたり、このまちのよさを認識し、十分に活かしていけるような取り組みが必要です。

2.2 まちづくりの方向性

個々の『多様性』を大切にした、 緑と調和した低層の静かで落ち着いたまち

本地区は、個々の「多様性」を大切にしながら、緑と調和した良好な住宅地が形成されてきた地区であり、主として低層戸建て住宅によって閑静な住環境が保たれてきました。

そのため、今後とも、低層でうるおいのある環境、落ち着いた雰囲気を守っていきます。

(1) 目標

- ・ 個々の「多様性」を大切にしながら、緑豊かな落ち着きとうるおいのある環境を守ります。
- ・ 建築物などによる日照の阻害や圧迫感などによりもたらされる住環境の悪化を防ぐために建築物の高さなどを制限します。
- ・ みんなが顔見知りのコミュニティを維持・形成して、安全で落ち着いた静かなまちを守ります。

(2) 土地利用の方針

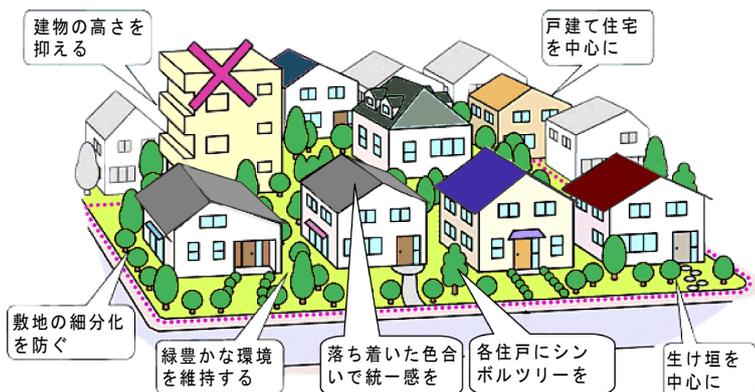
現在の土地利用の大部分を占める戸建て専用住宅を基本とし、大規模な建物が少ない地区の特性に応じた土地利用を目指します。

(3) 街並み形成の方針

現在のゆったりとした雰囲気を守るため、低層の建物、ゆとりある敷地と敷地内の緑による街並みを形成します。それぞれの家の敷地に、各戸の個性が表われるシンボルツリーやシンボルフラワーを植え、領家1丁目地区の特徴とします。

(4) 住環境の方針

誰もが顔見知りの現在のコミュニティを大切に、明るく住み良い地区を維持し、さらに犯罪防止や災害時の助け合いにつなげます。また、自動車の駐車やペット、ゴミなどに関し、みんなが気持ちよく暮らせるよう、住民どうしが配慮します。



まちなみ方針図



住宅のイメージ図

【3】 領家1丁目のまちづくり計画

3.1 まちづくり計画とは

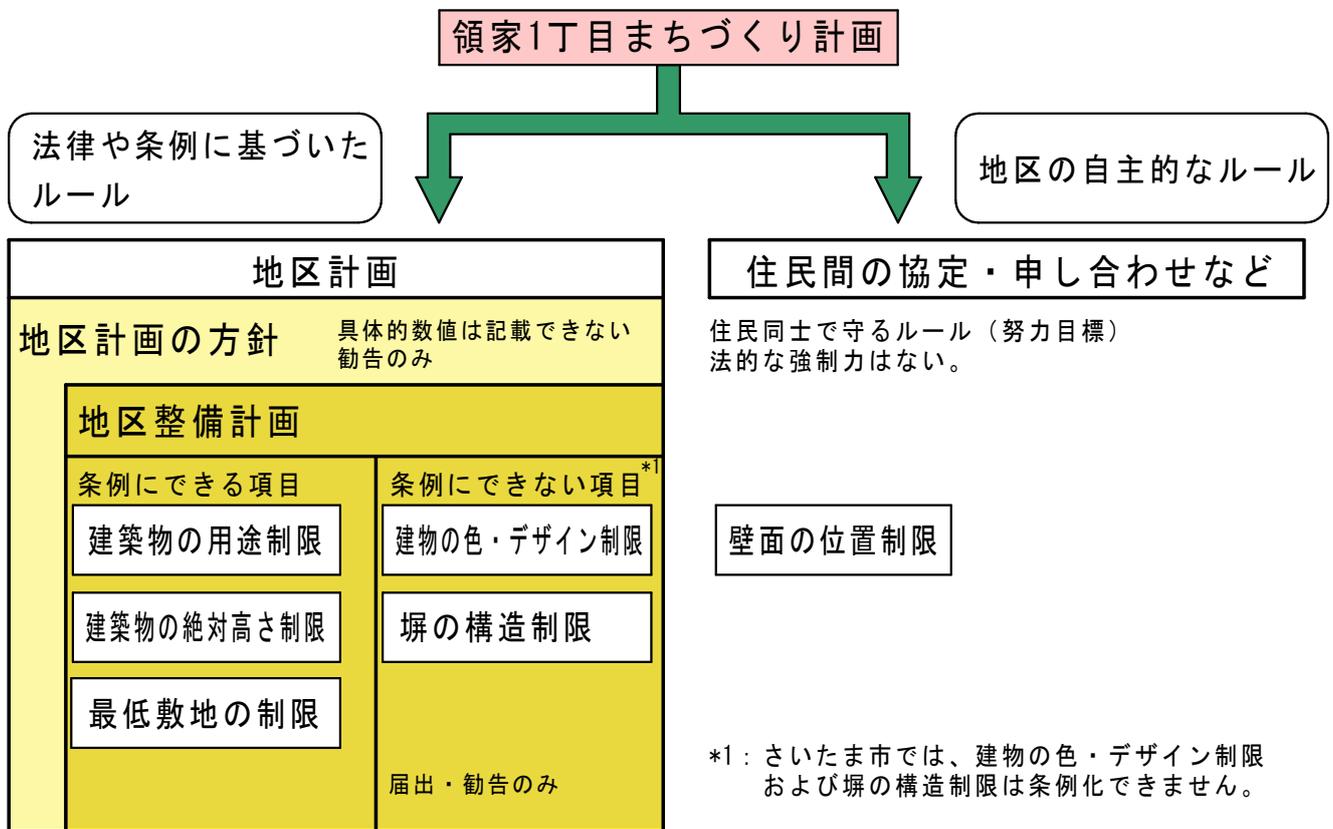
住民が主体となって検討した「まちづくりの目標」を具体的実現するためのルールで、住民間で自主的に守るルールや条例化して法的拘束力を持つものがあります。

地区の継続的なまちづくりの推進は、このまちづくり計画に定めた内容の一部を都市計画法等にもとづく地区計画として定めることにより、実効性を担保し、それ以外のルールは住民や権利者が継続的に守ることが必要となります。

3.2 ルールの方針

領家1丁目のまちづくり計画の目標を実現するために選ばれたルールは、6項目となり、アンケート、ワークショップ、全体会等の検討を経て、地区計画に定める項目と地区の自主的なルールにする項目が決まりました。

結果として、壁面の位置制限のみ地区の自主的なルールになりましたが、地区計画内容と合わせて継続的に守る努力をお願いします。

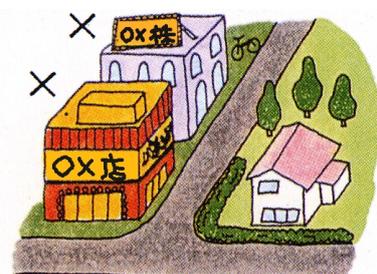


3.3 領家1丁目まちづくり計画の解説

建築物の用途制限

住宅地にふさわしくない用途の混在を防ぐために

当地区では、戸建て住宅中心のコミュニティが形成された静かな環境を守り、犯罪や軟弱な地盤による環境破壊から街並みを守るために、建築できる建物用途を制限します。

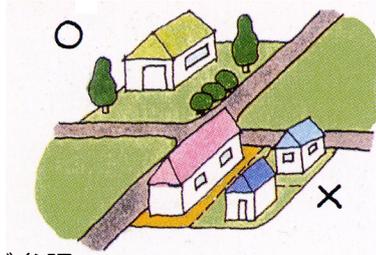


→詳細は、地区計画の解説 8ページ参照

最低敷地面積の制限

ゆとりある環境を維持していくために

当地区では、現在のゆったりした雰囲気を守るために、今後、敷地分割する際は、最低100㎡以上確保するようにします。



→詳細は、地区計画の解説 9ページ参照

建築物の絶対高さ制限

日照の阻害や圧迫感など住環境の悪化を防ぐために

当地区では、明るい街並みを守るため、3階建て程度（10m）までの建物の高さの街並みをめざします。



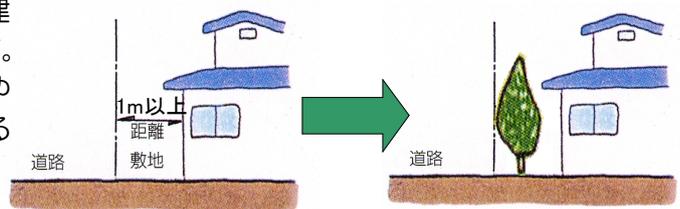
→詳細は、地区計画の解説 10ページ参照

壁面の位置の制限

緑豊かな街並みを維持していくために

当地区では、緑豊かな街並みを守るために、新築および改築の際には、できる限り道路と建物との距離を1m以上確保するようにします。

また、各戸に個性が表れるシンボルツリーやシンボルフラワーを植え、当地区の特徴とするようにします。



建物の色・デザインの制限

落ち着いたある街並みを維持していくために

当地区では、現在の緑と調和した良好な住宅地を維持していくために、今後建築する建物の屋根および外壁は、刺激的な色彩または装飾を用いないようにします。

また、なるべく落ち着いた色合いでまちに統一感が出るようにします。



→詳細は、地区計画の解説 10ページ参照

垣又はさくの構造の制限

うるおいと安全な街並みを形成していくために

当地区では、現在の緑豊かなうるおいのある街並みを維持・形成していくために、今後作られる塀は、生け垣やフェンスのような開放性のあるものとし、災害時に倒壊が心配な背の高いブロック塀等を減らしていきます。



→詳細は、地区計画の解説 10ページ参照

一部の図は、埼玉県発行「すまいづくりのABC」を使用しています

【4】領家1丁目地区 地区計画

平成18年5月8日都市計画決定・告示 さいたま市告示第463号

| | | |
|--------------------------|----------------------|---|
| 名称 | | 領家1丁目地区地区計画 |
| 位置 | | さいたま市浦和区領家1丁目の一部 |
| 面積 | | 約 3.5 ha |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区は、緑と調和した良好な住宅地が形成されてきた地区であり、主として低層戸建て住宅によって閑静な住環境が保たれてきた地区である。</p> <p>したがって、今後ともこの様な良好な住環境を維持・保全し、建築物用途の混在、あるいは日照等による居住環境の悪化を防止し、緑豊かな落ち着いた潤いのある住宅市街地の形成を図ることを目標とする。</p> |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | | <p>〈土地利用の方針〉</p> <p>現行の土地利用を基本としつつ、地区の特性に応じた土地利用を図る。閑静で落ち着いた良好な住環境が整った住宅市街地が形成されるように戸建の専用住宅を主体とした地区とする。既存樹木は極力保全し、敷地内の積極的な緑化を図り、みどり豊かなまちを維持・形成する。</p> <p>-----</p> <p>〈地区施設の整備の方針〉</p> <p>地区内に配置されている既存道路を有効に活用し、機能の維持及び保全を図りながら生活道路網の形成を図る。</p> <p>-----</p> <p>〈建築物等の整備の方針〉</p> <p>①良好な住環境を維持・保全するとともに、土地利用方針に沿って不適当な建築物が混在することを防止し、建築物等の用途の制限について定める</p> <p>②良好な街並み形成のために敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度について定める</p> <p>③本地区に相応しい魅力ある街並み景観の創出を図るために建物の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> |
| 地区整備に 関する 計画 事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>①住宅</p> <p>②建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条の3に規定する兼用住宅</p> <p>③共同住宅、長屋及び寄宿舎（住戸の戸数が11戸以上のものを除く。ただし、当該規定が定められた際、現に存する共同住宅で住戸の戸数が11戸以上のものについて建築又は修繕若しくは模様替えをする場合は、既存の戸数を限度とする。）</p> <p>④保育所及び幼稚園</p> <p>⑤自治会館</p> <p>⑥診療所</p> <p>⑦巡査派出所及び公衆電話所</p> <p>⑧事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）及び令第130条の5の2に規定する店舗、飲食店等でその用途に供する床面積の合計が500㎡以下の建築物</p> <p>⑨前各号の建築物に付属する自動車車庫、物置その他これらに類する用途で、軒の高さが2.3m以下であるもの</p> |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | <p>100㎡</p> <p>-----</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する敷地については、この限りでない。</p> <p>①当該規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合。</p> <p>②巡査派出所、公衆電話所を建築する敷地として使用するもの</p> |
| | 建築物等の高さの最高限度 | <p>10m</p> <p>-----</p> <p>ただし、当該規定が定められた際、現に存する建築物で地盤面から高さ10mを超えている建築物の敷地において、建築物を建築する場合は既存の高さを限度とし、当該規定は適用しない。</p> |
| | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | <p>建築物等の色彩は原色を避け落ち着いた色調とし、周囲との調和を十分配慮したものとする。</p> |
| | 垣又はさくの構造の制限 | <p>道路に面する側の垣またはさくの構造は景観、防犯や防災に配慮した次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ただし、門扉、幅が2.0m以下の門柱等及び道路境界から水平距離1.5m以上離れた部分については、当該規定は適用しない。</p> <p>①生垣、竹垣でつくられたもの</p> <p>②透視可能な材料でつくられたもの（基礎部分を除く。）</p> <p>なお、前各号の基礎及び土留め等に鉄筋コンクリート造、石垣等を設置する場合は宅地地盤面からの高さを1.0m以下とする</p> |

建築物等の用途制限

この地区には、次の建築物以外は建築できません。なお、建物用途の詳細については、南部都市・公園管理事務所 管理課（11ページ参照）までお問い合わせください。

- ①住宅
- ②兼用住宅（*1）
- ③住戸の戸数が10戸以下の共同住宅、長屋、寄宿舍（*2）
- ④保育所、幼稚園
- ⑤自治会館
- ⑥診療所
- ⑦巡査派出所、公衆電話所
- ⑧床面積500㎡以下の事務所（*3）
- ⑨床面積500㎡以下の店舗、飲食店等（*4）
- ⑩ ①～⑨の建築物に付随する自動車車庫、物置などの用途で、軒の高さが2.3m以下のもの（*5）

（*1）兼用住宅とは、次に掲げる用途を兼ねる建物をいいます。

- イ) 住居部分が延べ面積の1/2以上あり、かつ、住宅以外の用途の床面積の合計が50㎡以下のもの
- ・洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店などのサービス業を営む店舗
 - ・自家販売のために食品製造業（食品加工業を含みます）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など
 - ・美術品や工芸品を製作するためのアトリエなど

原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75kW以下のものに限ります。

ロ) 住宅部分と住宅以外の用途の床面積の合計が500㎡以下のもの

- ・事務所（*3）
- ・上記イ以外の店舗、飲食店等（*4）

（*2）新たにマンションやアパートなどを建築する場合は、住戸の数は10戸までとなります。

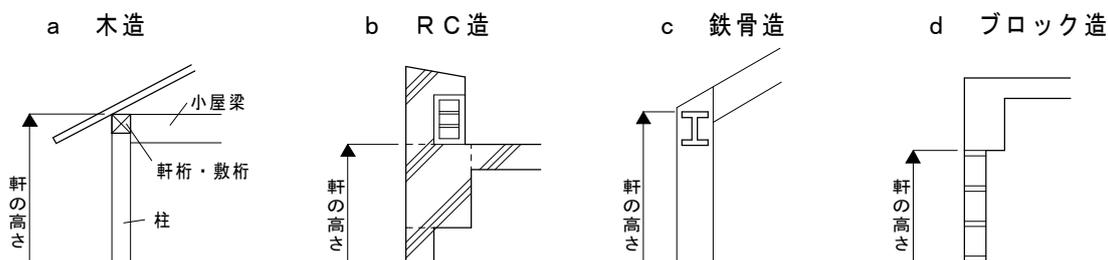
ただし、平成18年5月7日以前に建てられた既存の11戸以上ある共同住宅については、今後建て替える場合でも住戸の数は既存の戸数を限度に建築が可能です。

（*3）汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車などの駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものは建築できません

（*4）建築できる店舗・飲食店

- ・日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店
- ・理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋などのサービス業を営む店舗
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室など

（*5）軒高について（例）



最低敷地面積の制限

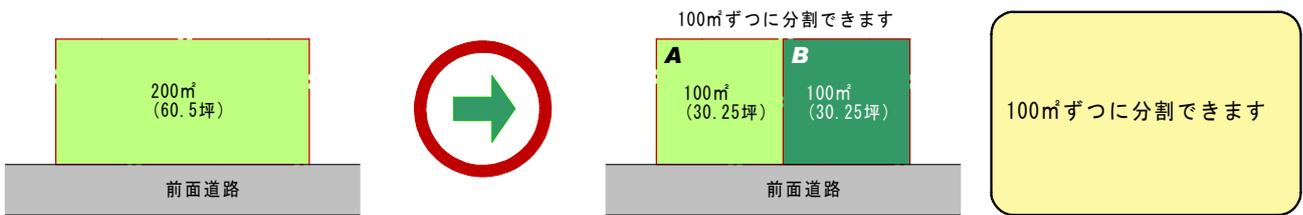
この地区の建築物の敷地は100㎡以上とします

ただし、次のいずれかに該当する敷地については、100㎡未満の敷地であっても建築は可能です。

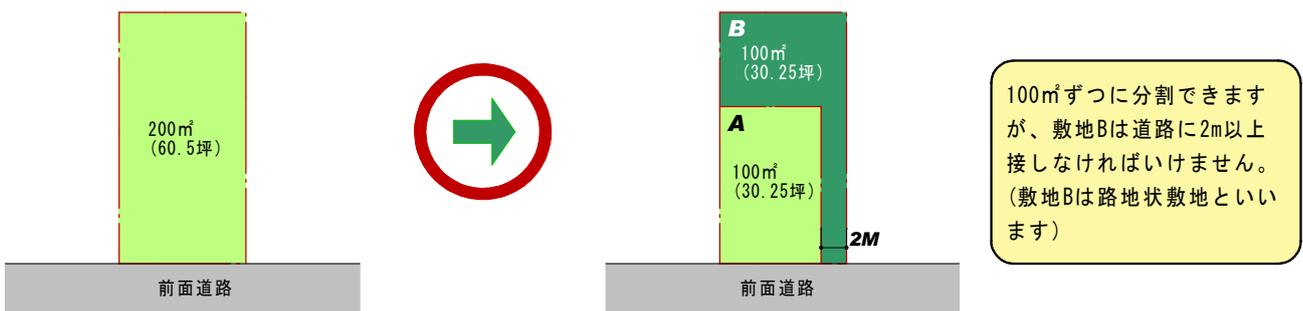
- ①平成18年5月8日時点で建築物の敷地として使用されている100㎡未満の土地
- ②平成18年5月8日時点で未利用の100㎡未満の土地を分割せず、そのまま建築物の敷地として使用する場合
- ③巡査派出所、公衆電話所を建築する敷地の場合

敷地分割の際には、次の点にご注意ください

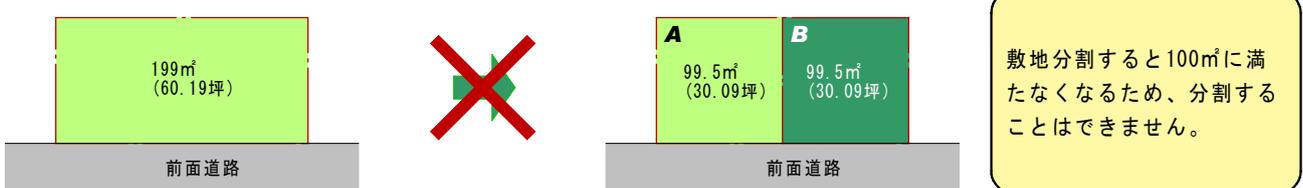
例1) 敷地面積200㎡の場合



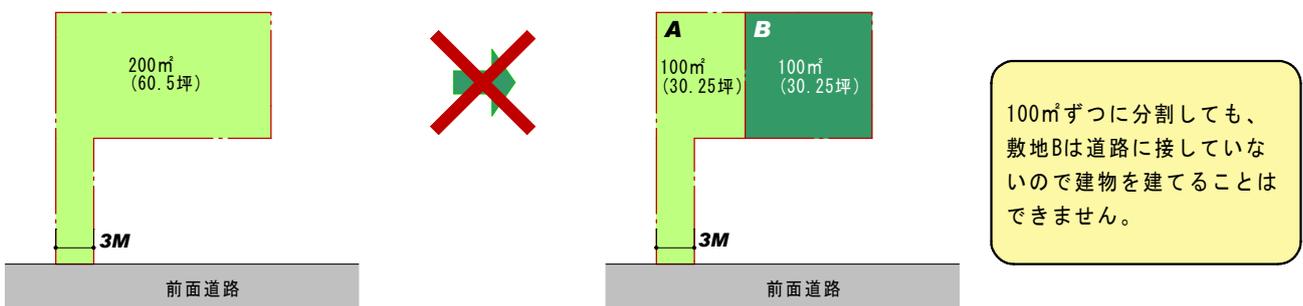
例2) 敷地面積200㎡で奥行きが長い場合



例3) 敷地面積199㎡の場合



例4) 敷地面積200㎡で路地状敷地の場合



建築物の絶対高さ制限

この地区の建築物等の高さの最高限度は10mとします

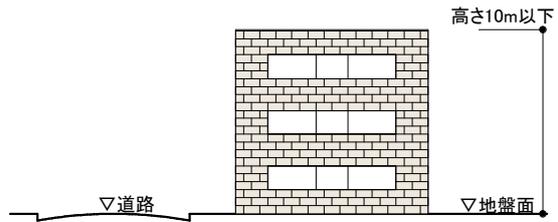
ただし、平成18年5月8日時点に存在する建築物で地盤面（*1）から高さ10mを超えている建築物の敷地において、建築物を建築する場合は既存の高さを限度とします。

例えば、平成18年5月8日時点で高さが12mある建築物の建て替えをする場合は、既存の高さである12mまで建築することができます。

（*1）地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいいます。

敷地が平らな場合は、建物の高さは、その地面からの高さとなり、傾斜地の場合は、建物が接している部分を計算した平均地盤面となります。

□道路と敷地が同じ高さの場合



□道路より敷地が高い場合



□敷地内に高低差がある場合



建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

建築物等の色彩は原色を避け落ち着いた色調とし、周囲との調和を十分配慮したものとっていますが、色に関しては、人によって感じ方がさまざまですから、必ず当地区の窓口である「南部都市・公園管理事務所 管理課」（11ページ参照）と調整してください。

なお、平成18年5月8日時点に存在した既存建築物は、建て替え等がない限りこの規定は、適用されません。

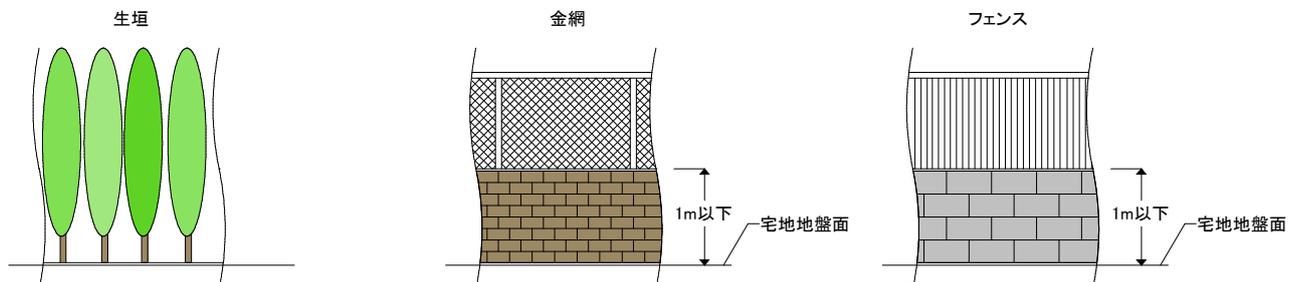
垣又はさくの構造の制限

新築および増改築の際に設置する道路に面する側の垣またはさくの構造は景観、防犯や防災に配慮した生垣、竹垣やネットフェンス等の透視可能な材料でつくられたものとします。

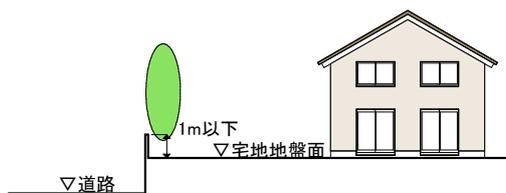
ただし、門扉、幅が2.0m以下の門柱等及び道路境界から水平距離1.5m以上離れた部分については、この規定を適用しません。

なお、垣、さくの基礎及び土留め等に鉄筋コンクリート造、石垣等を設置する場合は宅地地盤面からの高さを1.0m以下としてください。

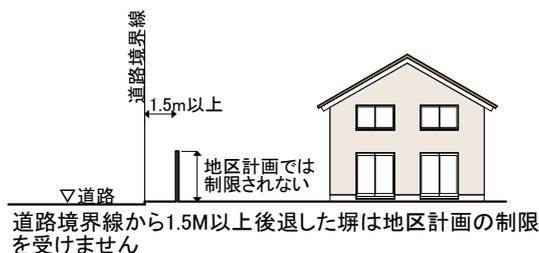
□透視可能な材料の例



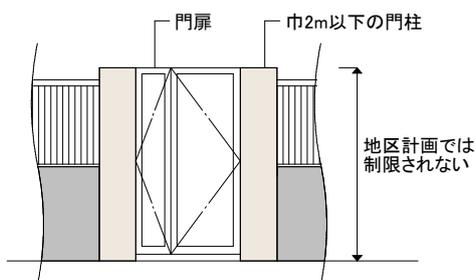
□道路より敷地が高い場合



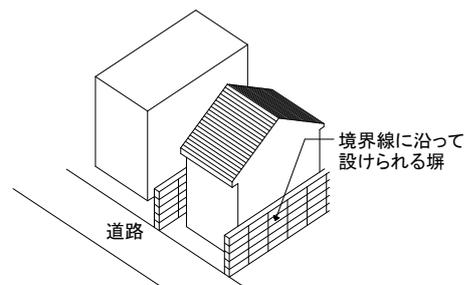
□道路から後退した塀の扱い



□門扉・門柱の取り扱い



□隣地との境界塀の扱い



隣地境界線に沿って設けられる塀は地区計画の制限を受けません

【5】建物の新築・増改築の手続きについて

相談窓口について

当地区内で建築行為を行う場合は、必ず窓口で相談をしてください。

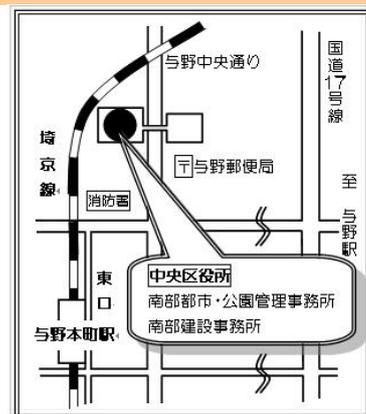
当地区の相談窓口：南部都市・公園管理事務所 管理課

〒338-8686

さいたま市中央区下落合5-7-10

中央区役所 本館3階（旧与野市役所）

TEL:048-840-6178

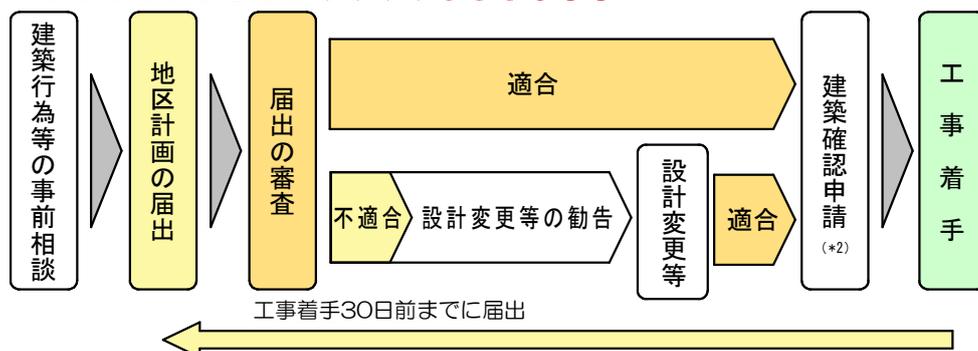


手続きの流れ

当地区内に新築および増改築(*1)を行う場合は、事前に地区計画の「届出」が必要となります。

(*1) 当地区では、建築基準法上、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超える場合に確認申請が必要となります。

外壁の塗り替えや屋根の葺き替え、塀の作り替えだけでは、確認申請の必要がありませんが、地区計画の事前相談を受けてください。



(*2) 建築確認申請は、建設局 南部建設事務所 建築審査課 TEL 048-840-6242
または、民間の審査機関に提出します。

【6】 参考資料

6.1 住民アンケート調査の結果

1. 第1回アンケート 平成17年2月実施（「地区計画アンケート」という名称で配布）

| | |
|------|---|
| 調査目的 | 地区計画策定に関して地元の意向を把握する。 |
| 調査区域 | さいたま市領家1丁目7、8、12、13、14、15、16番 （領家1丁目町会5～8班、12・13班） |
| 調査対象 | 居住者および所在がわかった地区外在住土地・建物所有者 |
| 配布方法 | 訪問配布 |
| 回収方法 | 訪問回収 |

※調査結果概要は、ニュースで調査区域に配布

| | 全 体 | 内 訳 | | |
|--------------------|-------|------------------|--------|--------|
| | | アパート等賃 貸住宅居住者 | 地区外所有者 | 左記以外 |
| 配布対象 | 184 | 57 | 8 | 119 |
| 配布件数 | 160 | 33 | 8 | 119 |
| 配布率 (配布件数/配布対象) | 87.0% | 57.9% | 100.0% | 100.0% |
| 回収件数 | 148 | 22 | 7 | 119 |
| 回収率 (回収件数/配布対象) | 92.5% | 66.7% | 87.5% | 100.0% |

2. 第2回アンケート 平成17年7月実施

（「まちづくり計画・地区計画策定に向けてのアンケート」という名称で配布）

| | |
|------|---|
| 調査目的 | 地区計画策定内容に関して住民の意向を把握する。 |
| 調査区域 | さいたま市領家1丁目7、8、12、13、14、15、16番 （領家1丁目町会5～8班、12・13班） |
| 調査対象 | 居住者および所在がわかった地区外在住土地・建物所有者 |
| 配布方法 | ポスティング |
| 回収方法 | 訪問・郵便受回収 |

※調査結果概要は、ニュースで調査区域に配布

| | 全 体 | アパート世帯以外 (連絡のとれる地区外地権者含む) | アパート世帯 |
|------|-------|------------------------------|--------|
| 配布枚数 | 182 | 127 | 55 |
| 回収件数 | 129 | 117 | 12 |
| 回収率 | 70.9% | 92.1% | 21.8% |

6.2 地区計画策定までの経過

2004/10/25(月)

地区計画の件でさいたま市に相談。専門家派遣制度を紹介され、手続きを行う

2004/11/6(土)

第1回まちづくり勉強会「地区計画制度と都市計画提案制度について」講師：紙田和代氏

2004/11/19(金)

さいたま市都市計画マスタープラン説明会に参加

2004/12/10(金)

さいたま市都市計画課と地区計画のアンケート内容に関して打合せ

2004/12/12(日)

領家1丁目自治会長に地区計画を進めるために回覧板での回覧を了承いただく
領家1丁目全域に回覧(2004/12/18(土))

2005/1/17(月)

まちづくりニュース第1号、さいたま市地区計画パンフレットとともに配布

2005/1/20(木)

さいたま市都市計画マスタープラン説明会に参加

2005/2/上旬

第1回アンケートの配布・回収

2005/3/14(月)

領家1丁目自治会の役員会にて、領家1丁目できず地区計画の概要説明を行う

2005/3/26(土)

「領家1丁目のまちづくりを考える会」正式発足に向けた準備会開催
第1回アンケート結果の分析とそれに基づいた今後のまちづくりの進め方について

2005/4/17(日)

第1回役員会「領家1丁目のまちづくりを考える会」正式発足についての検討、
まち歩きワークショップ まちづくりニュース第2号配布



2005/4/23(土)

第1回全体会「領家1丁目のまちづくりを考える会」正式発足

2005/4/28(木)

さいたま市役所にて都市計画課と市街地整備課合同打合せ

2005/5/7(土)

まちづくりニュース第3号配布、同時に会費の徴収を行う(納入114世帯)

2005/5/15(日)、2005/5/29(日)

第2回全体会のお知らせ配布

2005/5/22(日)、2005/6/4(土)

第2回全体会(2回に分けて)まちづくり方策ワークショップ実施



2005/6/13(月)

まちづくりニュース第4号配布

2005/6/18(土)

第2回役員会 地区計画案の検討、第2回アンケート案の検討

2005/7/3(日)

第3回全体会 まちづくり案に対する意見等の確認、第2回アンケートの説明

2005/7/上旬

第2回アンケートの実施

2005/7/16(土)

第3回役員会 第2回アンケート結果の分析、反映方法の検討

2005/7/26(火)

さいたま市都市計画マスタープラン説明会に参加

2005/7/27(水)

さいたま市役所にて都市計画課と市街地整備課打合せ(アンケート内容の報告)

まちづくりニュース第5号配布

2005/7/31(日)

第4回全体会 第2回アンケートの結果、まちづくり計画案の発表

2005/8/3(水)

まちづくりニュース第6号配布

まちづくり計画および地区計画策定項目に対する意見募集

2005/8/9(火)

まちづくり計画および地区計画策定項目に対する意見書〆切。地区計画策定項目に対する質問が1通提出されたが、説明を行い、納得の上、承諾を得る。

2005/8/11(木)

まちづくり計画書をさいたま市へ提出

2005/8/19(金)

まちづくりニュース7号配布

2005/8/30(火)

地区計画案の内容がほぼ決定する

2005/9/1(木)

まちづくりニュース8号配布、地区計画案の広報と案に対する意見募集

2005/9/7(水)

地区計画案に対する意見書〆切。反対意見なし

2005/9/9(金)

まちづくりニュース9号配布

2005/9/21(水)

地区計画策定依頼書とこれまでの資料一式を提出する

2005/11/3(木)

さいたま市の説明会開催。参加者28世帯、30名。

2005/11/12(土)

さいたま市発行のニュース1号を配布する

2005/11/29(火)

都市計画法第16条の縦覧開始(12/11賛成意見のみで無事終了)

2006/1/28(土)

さいたま市発行のニュース2号を配布する

2006/1/31(火)

「市報 さいたま」に領家1丁目の縦覧に関する記事が掲載される

2006/2/7(火)

都市計画法第17条の縦覧開始(2/20反対意見もなく無事終了)

2006/3/17(金)

都市計画審議会にて領家1丁目の地区計画が審議され、無事通過する

2006/3/19(日)

第4回役員会開催 会計報告・次年度の方針

2006/3/29(水)

ニュース10号配布

2006/5/8(月)

本日付で地区計画の告示が市役所に掲示される

2006/6/21(水)

市議会でさいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の改正が可決され、領家1丁目の地区計画が条例化される



8月11日 さいたま市役所8階 都市整備部にて領家1丁目自治会長から都市整備部長(右)へ「領家1丁目まちづくり計画書」を提出



5月8日 さいたま市役所掲示場に地区計画の告示が掲示される



領家1丁目のまちづくりを考える会

<http://ryoke1.g2.xrea.com/>

E-mail:ryoke_1@yahoo.co.jp

この「まちづくりガイド」は、上記URLからダウンロードできます